

議案第10号

羽曳野市職員の配偶者同行休業に関する条例の制定について

羽曳野市職員の配偶者同行休業に関する条例を別紙のように制定する。

令和2年2月25日 提出

羽曳野市長 北川 嗣 雄

## 提 案 理 由

地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 26 条の 6 に規定する外国で勤務等をする配偶者と外国において生活を共にする配偶者同行休業について必要な事項を定めるため、この条例を制定しようとするものであります。

## 羽曳野市職員の配偶者同行休業に関する条例

令和 年 月 日

羽曳野市条例第 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号。以下「法」という。)第 26 条の 6 第 1 項(同条第 4 項において準用する場合を含む。)から第 3 項まで及び第 6 項から第 8 項まで並びに第 11 項において準用する法第 26 条の 5 第 6 項の規定に基づき、職員の配偶者同行休業(法第 26 条の 6 第 1 項に規定する配偶者同行休業をいう。以下同じ。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(配偶者同行休業の承認)

第 2 条 任命権者は、職員が申請した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、当該申請をした職員の勤務成績その他の事情を考慮した上で、当該職員が配偶者同行休業をすることを承認することができる。

(配偶者同行休業の期間)

第 3 条 法第 26 条の 6 第 1 項の条例で定める期間は、3 年とする。

(配偶者同行休業の対象となる配偶者が外国に滞在する事由)

第 4 条 法第 26 条の 6 第 1 項の条例で定める事由は、次に掲げる事由(6 月以上にわたり継続することが見込まれるものに限る。以下「配偶者外国滞在事由」という。)とする。

(1) 外国での勤務

(2) 事業を営営することその他の個人が業として行う活動であって外国において行うもの

(3) 学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)による大学に相当する外国の大学(これに準ずる教育施設を含む。)であって外国に所在するものにおける修学(前 2 号に該当するものを除く。)

(配偶者同行休業の承認の申請)

第 5 条 配偶者同行休業の承認の申請は、配偶者同行休業をしようとする期間の初日及び末日並びに当該職員の配偶者(法第 26 条の 6 第 1 項に規定する配偶者をいう。

以下同じ。)が当該期間中に外国に住所又は居所を定めて滞在する事由を明らかにしてしなければならない。

- 2 任命権者は、配偶者同行休業の申請をした職員に対して、当該申請について確認するため必要があると認める書類の提出を求めることができる。

(配偶者同行休業の期間の延長)

第 6 条 配偶者同行休業をしている職員は、当該配偶者同行休業を開始した日から引き続き配偶者同行休業をしようとする期間が第 3 条に定める期間を超えない範囲内において、延長をしようとする期間の末日を明らかにして、任命権者に対し、配偶者同行休業の期間の延長を申請することができる。

- 2 第 2 条の規定は、配偶者同行休業の期間の延長の承認について準用する。

(配偶者同行休業の期間の再度の延長ができる特別の事情)

第 7 条 法第 26 条の 6 第 3 項の条例で定める特別の事情は、配偶者同行休業の期間の延長後の期間が満了する日における当該配偶者同行休業に係る配偶者の第 4 条第 1 号の外国での勤務が同日後も引き続くこととなり、及びその引き続くことが当該延長の申請時には確定していなかったことその他任命権者がこれに準ずると認める事情とする。

(配偶者同行休業の承認の取消事由)

第 8 条 法第 26 条の 6 第 6 項の条例で定める事由は、次に掲げる事由とする。

- (1) 配偶者が外国に滞在しないこととなり、又は配偶者が外国に滞在する事由が配偶者外国滞在事由に該当しないこととなったこと。
- (2) 配偶者同行休業をしている職員が羽曳野市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成 7 年羽曳野市条例第 2 号)第 15 条に規定する特別休暇のうち規則で定めるものを取得することとなったこと。
- (3) 任命権者が、配偶者同行休業をしている職員について、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成 3 年法律第 110 号)第 2 条第 1 項の規定による育児休業を承認することとなったこと。

(届出)

第 9 条 配偶者同行休業をしている職員は、次に掲げる場合には、遅滞なく、その旨を任命権者に届け出なければならない。

- (1) 配偶者が死亡した場合

- (2) 配偶者が職員の配偶者でなくなった場合
- (3) 配偶者と生活を共にしなくなった場合
- (4) 前条第 1 号又は第 2 号に掲げる事由に該当することとなった場合

2 第 5 条第 2 項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

(委任)

第 10 条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(職員の退職手当に関する条例の一部改正)

2 職員の退職手当に関する条例(昭和 31 年羽曳野市条例第 10 号)の一部を次のように改正する。

第 6 条の 4 第 1 項中「、地方公務員法」を「、同法」に改め、「自己啓発等休業」の次に「、同法第 26 条の 6 の規定による配偶者同行休業」を加える。

第 7 条第 4 項中「、地方公務員法」を「、同法」に改め、「による事由」の次に「、同法第 26 条の 6 第 1 項に規定する配偶者同行休業による事由」を加える。

(企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

3 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和 41 年羽曳野市条例第 382 号)の一部を次のように改正する。

第 15 条の 4 の次に次の 1 条を加える。

(配偶者同行休業の承認を受けた職員の給与)

第 15 条の 5 地方公務員法第 26 条の 6 第 1 項に規定する配偶者同行休業の承認を受けた職員には、当該配偶者同行休業をしている期間については、給与を支給しない。

(一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

4 一般職の職員の給与に関する条例(昭和 43 年羽曳野市条例第 445 号)の一部を次のように改正する。

第 5 条の 2 中「自己啓発等休業の承認」の次に「、法第 26 条の 6 に規定する配偶者同行休業の承認」を加える。

職員の退職手当に関する条例 新旧対照表

新	旧
<p>(退職手当の調整額)</p> <p>第 6 条の 4 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の基礎在職期間(第 5 条の 2 第 2 項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。)の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月(地方公務員法第 27 条及び第 28 条の規定による休職(公務上の傷病による休職及び通勤による傷病による休職を除く。)、<u>同法第 29 条の規定による停職、同法第 26 条の 5 の規定による自己啓発等休業、同法第 26 条の 6 の規定による配偶者同行休業、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成 3 年法律第 110 号)第 2 条の規定による育児休業その他これらに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しない期間のある月(現実に職務に従事することを要する日のあつた月を除く。以下「休職月等」という。)</u>のうち市長が定めるものを除く。)ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める額(以下「調整月額」という。)のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第 1 順位から第 60 順位までの調整月額(当該各月の月数が 60 月に満たない場合には、当該各月の調整月額)を合計した額とする。</p> <p>(1)～(7) 省略</p> <p>2～5 省略</p> <p>第 6 条の 5 省略</p> <p>(勤続期間の計算)</p> <p>第 7 条 1～3 省略</p> <p>4 前 3 項の規定による在職期間のうちに休職月等が 1 以上あつたときは、その月数の 2 分の 1 に相当する月数(地方公務員法第 55 条の 2 第 1 項ただし書に規定する事由、<u>同法第 26 条の 5 第 1 項に規定する自己啓発等休業(大学等課程の履修又は国際貢献活動の内容が公務の能率的な運営に特に資するものと認められることその他の市長が定める要件に該当する休業を除く。)</u>による事由、<u>同法第 26 条の 6 第 1 項に規定する配偶者同行休業による事由又はこれらに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しなかつた期間については、その月数)</u>を前</p>	<p>(退職手当の調整額)</p> <p>第 6 条の 4 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の基礎在職期間(第 5 条の 2 第 2 項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。)の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月(地方公務員法第 27 条及び第 28 条の規定による休職(公務上の傷病による休職及び通勤による傷病による休職を除く。))、<u>地方公務員法第 29 条の規定による停職、地方公務員法第 26 条の 5 の規定による自己啓発等休業、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成 3 年法律第 110 号)第 2 条の規定による育児休業その他これらに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しない期間のある月(現実に職務に従事することを要する日のあつた月を除く。以下「休職月等」という。)</u>のうち市長が定めるものを除く。)ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める額(以下「調整月額」という。)のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第 1 順位から第 60 順位までの調整月額(当該各月の月数が 60 月に満たない場合には、当該各月の調整月額)を合計した額とする。</p> <p>(1)～(7) 省略</p> <p>2～5 省略</p> <p>第 6 条の 5 省略</p> <p>(勤続期間の計算)</p> <p>第 7 条 1～3 省略</p> <p>4 前 3 項の規定による在職期間のうちに休職月等が 1 以上あつたときは、その月数の 2 分の 1 に相当する月数(地方公務員法第 55 条の 2 第 1 項ただし書に規定する事由、<u>地方公務員法第 26 条の 5 第 1 項に規定する自己啓発等休業(大学等課程の履修又は国際貢献活動の内容が公務の能率的な運営に特に資するものと認められることその他の市長が定める要件に該当する休業を除く。)</u>による事由又はこれらに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しなかつた期間については、その月数)を前 3 項の規定により計算した在職期間から除算する。ただ</p>

3 項の規定により計算した在職期間から除算する。ただし、育児休業をした期間(当該育児休業に係る子が1歳に達した日の属する月までの期間に限る。)については、その月数の3分の1に相当する月数を除算する。

5～9 省略  
以下省略

し、育児休業をした期間(当該育児休業に係る子が1歳に達した日の属する月までの期間に限る。)については、その月数の3分の1に相当する月数を除算する。

5～9 省略  
以下省略





一般職の職員の給与に関する条例 新旧対照表

新	旧
<p>(復職時等における号給の調整)</p> <p>第5条の2 休職にされ、若しくは法第55条の2第1項ただし書に規定する許可、法第26条の5に規定する自己啓発等休業の承認、<u>法第26条の6に規定する配偶者同行休業の承認</u>若しくは地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第2条に規定する育児休業(以下「育児休業」という。)の承認を受けた職員が復職し、又は休暇のため引き続き勤務しなかつた職員が再び勤務するに至つた場合において、他の職員との権衡上必要があると認めるときは、復職し、又は再び勤務するに至つた日以後において、規則の定めるところにより、その者の号給を調整することができる。</p> <p>以下省略</p>	<p>(復職時等における号給の調整)</p> <p>第5条の2 休職にされ、若しくは法第55条の2第1項ただし書に規定する許可、法第26条の5に規定する自己啓発等休業の承認若しくは地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第2条に規定する育児休業(以下「育児休業」という。)の承認を受けた職員が復職し、又は休暇のため引き続き勤務しなかつた職員が再び勤務するに至つた場合において、他の職員との権衡上必要があると認めるときは、復職し、又は再び勤務するに至つた日以後において、規則の定めるところにより、その者の号給を調整することができる。</p> <p>以下省略</p>